

Studio Tanta 利用約款

第1条【本利用約款の趣旨】

本利用約款は、株式会社Studio Tanta（以下「会社」という）が運営する次の施設（以下「本施設」という）の利用に関する、会社と利用者との間の契約に係る事項を定めることを目的とします。

施設の名称：Studio Tanta

施設の所在地：東京都渋谷区富ヶ谷 1-11-1 Tanta

第2条【適用範囲・利用条件】

- 本利用約款は、本施設を利用しまたは利用しようとする全ての方（以下「ご利用者」という）に適用されます。
- ご利用者は、本利用約款の各条項の内容に全て同意した上で、本施設のご利用を行うものとします。
- 本施設をご利用頂くためには、第4条に定める利用者情報の登録を行って頂くことが必要となります。
- 本施設のご利用にあたっては、第5条に定める利用申込みを行って頂き、会社の承認を得ることが必要となります。

第3条【利用者の遵守事項】

- ご利用者は、本利用約款、及び、会社が別途定める本施設の使用規則（以下「使用規則」という）を遵守するものとします。
- ご利用者は、本施設の利用にあたり、利用時間を厳守するものとします。
- ご利用者は、本施設ならびに本施設内の設備、機材及び備品等の取り扱いにあたり、善良なる管理者の注意義務をもってこれらを行うものとします。
- ご利用者は、本施設の利用にあたり、本施設内の秩序を守るものとし、他の利用者に迷惑を及ぼす行為や第三者に損害を与える行為等を行わないものとします。

第4条【利用者情報の登録】

- ご利用者は、初回の利用申込みに先立ち、使用規則の定めに従い「取引先申請書」を提出する方法により、会社に対し利用者情報の登録を行って頂きます。
- ご利用者は、「取引先申請書」の提出をもって、本利用約款及び使用規則の全ての条項に同意したものとみなされます。
- 本条第1項の利用者情報の登録内容に変更があった場合は、ご利用者は会社に対しその旨の届出を行い、利用者情報の登録内容の変更を行って頂くものとします。
- 会社は、利用者情報を利用者の確認・照会、本施設の運営・サービス、サービスに関する各種ご案内のために使用し、これらの目的以外には使用しないものとします。

第5条【利用申込み】

- 本施設のご利用にあたっては、ご利用者において、使用規則に定める方法に従い、利用日および利用時間を特定した利用申込み（本予約）を行って頂き、会社の承認を得ることが必要となります。
- 利用時間の延長は、会社が承認した場合を除き、これを行うことが出来ません。

第6条【仮予約】

- ご利用者は、利用日の30日前までの間に限り、利用日および利用時間を指定して、または利用日のみを指定して、仮予約を行うことが出来るものします。
- 仮予約を行ったご利用者が仮予約を取り消す場合、または利用時間の指定もしくは変更を行う場合は、利用日の30日前までに行うものとし、仮予約の取消しがなされずに利用日30日前を経過した場合は第5条の利用申込み（本予約）があったものとみなします。
- 前項に基づき本予約があったものとみなされる場合に仮予約において利用時間の指定がなかった場合は、当該仮予約に係る利用日の全営業時間（開場時刻から閉場時刻までの全時間）について第5条の利用申込み（本予約）があったものとみなします。
- 会社は、本条に基づく仮予約については、利用日の30日前までの間に限り、会社の都合により（他の利用者から引き合いがあった場合その他理由の如何を問わず）これを取り消すことが出来るものとします。

第7条【利用の不承認】

次の各号のいずれかに該当するご利用者については、会社は利用者情報の登録をお断りもしくは抹消し、または利用申込み（第6条の仮予約を含む。以下本条において同じ。）をお断りし、本施設の利用を禁止させて頂きます。

- 利用申込みの内容または方法が本利用約款の定めに反するとき
- 本利用約款または使用規則の規定を遵守できないおそれがあるとき
- 法令の規定または公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき
- 他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行うおそれがあるとき
- 伝染病に罹患しているおそれがあると認められるとき
- 本施設の利用に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、これらの関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき、またはそのおそれがあるとき
- 前号に定める者によって事実上支配されている法人、団体または個人であるとき、またはそのおそれがあるとき
- 不法な薬物または銃刀、その他の危険物を所持している可能性があるとき
- その他、会社において本施設をご利用頂くことが適当でないと判断する事由があるとき

第8条【利用承認の取消】

- ご利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会社は利用承認後においても、当該利用承認を取り消し、本施設の利用を禁止させて頂きます。
 - 利用目的に違反したとき
 - 利用形態が本利用約款または使用規則の規定に違反しているとき
 - 利用者情報の提供について虚偽の申告があることが判明したとき
 - 他の利用者との間で紛争やトラブルを生じたとき
- 前項により、利用承認を取り消した場合、会社はこれによりご利用者に生じた損害について一切の賠償責任を負いません。
- 本条第1項により、利用承認を取り消した場合、会社はこれにより会社が生じた損害について、ご利用者に対し賠償を求めることができるものとします。

第9条【施設の利用停止】

- 天候、災害、事故その他のやむを得ない事由により、本施設を使用することができないときは、会社は利用承認後においても、当該利用承認を取り消し、本施設の利用を停止または制限させて頂きます。
- 本施設または本施設の設備等の保守点検もしくは修繕工事等、本施設の使用を停止する合理的事由が生じたときは、会社は利用承認後においても、当該利用承認を取り消し、本施設の利用を停止または制限させて頂きます。
- 前二項により、利用承認を取り消し、本施設の利用を停止または制限した場合、会社は受領済みの利用料金について返還しまたは利用制限の程度に応じた精算を行うものとし、これ以外にご利用者に生じた損害については一切の賠償責任を負いません。

第10条【利用料金】

- ご利用者は、本施設の利用にあたり、会社に対し別途定める「利用料金表」に従った金額の利用料金をお支払い頂きます。ただし、利用申込みに際し、会社とご利用者の間で書面により「利用料金表」と異なる内容の料金の合意を行ったときは、当該利用申込みに係る利用に限り、当該合意料金をもって利用料金とします。
- 利用料金は、会社の指定する銀行口座にお振り込み頂く方法により、利用日の3営業日前までに、（ただし、利用申込日が利用日の3営業日前を経過している場合は利用申込時に、）全額をお支払い頂くものとします。ただし、利用申込みに際し、会社とご利用者の間で書面により別途支払期日の合意を行ったときは、当該利用申込みに係る利用に限り、当該合意期日をもって支払期日とします。
- 前項の支払期日までに利用料金のお支払いがないときは、ご利用者において当該支払期日をもって利用申込み（本予約）を取り消されたものとみなします。この場合、ご利用者は会社に対し第11条の規定に従った金額のキャンセル料をお支払い頂きます。
- 本施設の利用に際し、利用時間延長や追加機材などに係る追加料金が発生したときは、ご利用者は会社に対し別途「利用料金表」に定める金額の追加料金（ただし会社とご利用者の間で書面によりこれと異なる料金の合意を行った場合は当該金額）をお支払い頂きます。追加料金は、会社発行の請求書に記載の支払期日、または利用日から7日以内のいずれか早い方の日までにお支払い頂きます。
- 会社は、第9条第3項に定める場合、または第11条に基づくキャンセルによりキャンセル料控除後の残金がある場合を除き、受領済みの利用料金について、理由の如何を問わず一切の返還を行いません。

第11条【予約取消】

- 利用申込み（本予約）を行ったご利用者が当該利用申込み（本予約）を取り消す場合は、取消を行った日から7日以内に、会社に対し次項のキャンセル料をお支払い頂きます。
- キャンセル料は、利用申込み（本予約）の取消の時期に応じ、以下の金額とさせて頂きます。

取消時期	キャンセル料
当日～1日前	利用料金の100%
2日前	利用料金の80%
3～5日前	利用料金の50%
6～9日前	利用料金の30%
10～29日前	利用料金の10%

第12条【利用権の譲渡禁止】

ご利用者は、会社の承諾を得た場合を除き、本施設の利用に係る権利を他に譲渡または転貸することはできません。

第13条【駐車場の利用について】

- 本施設のご利用に際し、本施設内の駐車場、または本施設外において会社が契約する駐車場（以下あわせて「本施設駐車場」という）を利用される場合はご利用者において、使用規則に定める方法に従い、第5条の本施設利用申込みと同時に、駐車場利用の申込みを行い、会社の承諾を得ることが必要となります。
- 会社は、本施設駐車場について、利用申込状況等に応じ、利用台数の制限をさせて頂く場合がございます。

第14条【損害賠償】

- ご利用者が、本施設の利用に際し、本利用約款もしくは使用規則に違反し、または本施設もしくは本施設駐車場（これらの設備・機材・備品等を含む）に破損・故障等を生じさせ、その他会社に損害を与えた場合は、会社に対しその損害を賠償して頂きます。
- 会社は、本施設または本施設駐車場（これらの設備・機材・備品等を含む）の利用によりご利用者に生じた損害について、一切の賠償責任を負いません。
- なお、ご利用者の搬入する備品等に録音または記録されている音源またはデータ等については、ご利用者の責任において事前にバックアップ等の保全措置を行って頂くものとします。当該音源またはデータ等に生じた損害ついて、会社は一切の賠償責任を負いません。

第15条【約款の変更】

- 会社は、会社の運営する本施設ホームページへの掲載その他の適切な方法によりご利用者に通知することをもって、本利用約款の変更を行うことができるものとします。
- 変更した約款の効力は、約款変更後の本施設の利用に関して、全てのご利用者に適用されます。

同意書

株式会社Studio Tanta 御中

私は本利用約款の内容に同意し、本施設を利用致します。

令和 年 月 日

ご署名

印